

# 大学アーカイヴズ理念論序説

— SAA ガイドラインを手掛かりに —

清水 善仁†

## 1. はじめに

大学アーカイヴズ研究の一つの到達点として、2005年12月に発刊された『日本の大学アーカイヴズ』（全国大学史資料協議会編、京都大学学術出版会発行）を取り上げることは、大方の賛同を得るところであろう。同書「序文」において、鈴木秀幸氏が「本書は日本における大学アーカイヴズを取り上げた最初のもの」<sup>(1)</sup>と指摘しているように、日本における大学アーカイヴズの歴史や現状、あるいは課題や方法論などを初めて幅広く検討した同書は、重要な成果として研究史上に位置づけられるべきである。また、同書には各地の大学アーカイヴズの紹介や基本情報もあわせて掲載され、多様な活動を展開する大学アーカイヴズの姿が映し出されている。現在の日本の大学アーカイヴズの活況を示すものともいえるだろう。

このような研究や情報を掲載する同書は、したがって、大学アーカイヴズ界のみならず、日本のアーカイヴズ界においても広く注目され、これまでに、いくつかの学術雑誌などで紹介や書評がなされている<sup>(2)</sup>。それらの文章、特に書評をよく読んでみると、一つの共通する記述が見られる。例えば、神立孝一氏は「その〔課題の一引用者註、以下同〕第一は、「大学アーカイヴズ」とは何か、ということである。本書の中では、あえてこの点

の統一が成されなかったのであるが、どこかで大まかでもよい。何らかの見解が共有される必要があるだろう。イメージの共有であってもよいと思う」<sup>(3)</sup>と述べ、鎮目良文氏は「しかしながら、「資料保存機関」ではなく、「アーカイヴズ」という用語を使って考えるとすれば、「核」となるものの共通理解があっても良かったのではないだろうか」<sup>(4)</sup>と記している。つまりは、「大学アーカイヴズとは何か」という、まさに根源的な課題への検討をより深めるべきではないかという指摘である。

このことについて、同書の編集委員長である西山伸氏は、「本書の目的と構成」のなかで「大学アーカイヴズはまだ新しい分野であり、確たる理念があるわけでもなく、各現場における業務も試行錯誤の連続である」とし、その上で同書の目的の一つとして「大学アーカイヴズの現在をありのままに伝え、多くの方々の批判を受けることによって将来への指針を見出すこと」を掲げている<sup>(5)</sup>。すなわち、「大学アーカイヴズ」の確たる理念というものが、現在のところ大学アーカイヴズ界の広範な合意の下に定まっているわけではないが、そういったことも含めて、大学アーカイヴズの議論や活動の現状を広く世に問うことによって、さらなる大学アーカイヴズ研究の深化を目指そうと

† 京都大学大学文書館助教

する視点である。とするならば、われわれは先に取り上げた書評における指摘を、同書のみに向けられたものでは決してなく、大学アーカイヴズ界全体に投げかけられた大きな課題と認識するべきではないだろうか<sup>(6)</sup>。

そのような考えに基づいて、本稿では大学アーカイヴズの理念を検討することを目的としている。まず、なぜ理念研究が必要なのかということをも改めて筆者の視点から捉え直し、それに関わる研究史を振り返り、分析視角を提示した上で、検討を始めたいと思う。

## 2. 課題設定と分析視角

### 2.1 課題設定

なぜ、理念研究が必要なのか。大学アーカイヴズの理念を検討することが、大学アーカイヴズ研究にとっていかなる意味があるのか。ここではまずそのことを考えたい。

この間、大学アーカイヴズの理念を考える際によく用いられる表現は、これまでも何度となく記しているように、「大学アーカイヴズとは何か」というものである。ただ、これはやや抽象的な表現であるため、本稿ではこの言葉の示す範囲あるいは輪郭を具体的に確定しておきたい。本稿では、「大学アーカイヴズとは何か」ということを、「大学という教育・研究機関にアーカイヴズが設置されることの意味とその果たすべき役割とは何か」と定義する。

さて、改めて理念研究の必要性を、少し実態に即して考えてみたい。まず、各地の大学アーカイヴズでおこなわれている各種の業務・活動についてである。『日本の大学アーカイヴズ』の第2部「大学アーカイヴズのいま」に掲載された紹介文を読むと、非現用となった事務文書の収集・整理・保存・公開を始めとして、展示、各種刊行物の作成、教育活動など、それぞれの大学アーカイヴズにおける業務・活動内容の多様さがよく分か

るし、それぞれの活動に対する比重も区々である。これらはよく言えば大学アーカイヴズの多様性を示すものとして指摘できるが、一方で、それらの活動がそれぞれの個別の事例紹介にとどまってしまう恐れなしとしない。

また、大学アーカイヴズの設置根拠はそれぞれの大学の規程による。国や地方自治体のアーカイヴズの理念研究では、議論の出発点として公文書館法を取り上げている。それぞれのアーカイヴズの法律上の設置根拠を突き詰めていけば、その多くが公文書館法に行き着く。したがって、アーカイヴズの理念を考えると、共通の土俵としての公文書館法を議論の出発点とするのは自然なことでもある<sup>(7)</sup>。一方、大学アーカイヴズの場合、先記の通り、大学毎の規程が設置の根拠であり、ここにも大学アーカイヴズの多様化の要因の一つがあるのかもしれない。

このような状況の招く問題点は、「大学アーカイヴズ」という枠組みにおいて、それぞれの活動の位置づけができない点にある。大学アーカイヴズの共通の理念や定義がないために、結局は個別の事例の集積をもって、大学アーカイヴズの現状を語るほかなくなるのである。そして、個別事例の集合体としての「大学アーカイヴズ」である以上、そこに含まれる諸事例の間に体系性は生じない。

そのような状況があるからこそ、筆者は理念研究の必要性を強調するのである。ここでは、鎮目氏の指摘でも用いられた「核」の存在の必要性ということからその理由を説明したいと思う。そもそも「アーカイヴズ」という言葉に対する認識や理解には元来多様なものがあり、「アーカイヴズ」という言葉自体も正式な意味として三つほどあるように、多義性を孕む言葉である。そうである以上、「大学アーカイヴズ」についても、その言葉の「核」となる定義は必要であり、「核」が存在することによって、「核」との関係からそれぞれ

の大学アーカイヴズへの分析が可能になり、そこに体系性が生じるのである。その場合、筆者は「核」とは「理念」に他ならないと考えている。それぞれの大学アーカイヴズの方向性や活動が、大学アーカイヴズの「核」たる理念とどのように結びつくのか、そのことの検討によって、「大学アーカイヴズ」という枠組みにおける諸事例の関係性が徐々に明らかになり、個別の事例紹介にとどまることのない大学アーカイヴズ研究の深化が期待できるのである。したがって、大学アーカイヴズの現状を鑑みると、その理念研究は不可欠な検討課題として位置づけられなければならないのである。

## 2.2 研究史と分析視角

### 2.2.1 研究史

これまで述べたような大学アーカイヴズの理念研究について、先行研究としては寺崎昌男氏、西山伸氏、折田悦郎氏らの業績が挙げられる。寺崎氏は、従来の大学アーカイヴズあるいは大学アーカイヴズ研究の位置づけを転換すべきと主張している。すなわち、「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイヴズ論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来のアーカイヴズ論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを越えて大学らしく発展するための提案である」と述べるように、アーカイヴズ論のいわばパラダイム・シフトの必要性を強調している<sup>(8)</sup>。現在の日本の大学アーカイヴズの多くが、何らかの形で当該大学の沿革史編纂事業と関係しており、長い間、その関係性のなかで両者は捉えられてきた。そうした論調に対し、寺崎氏は上記のように述べて再検討の試みを指摘することで、新たな大学アーカイヴズ論の構築を目指そうとするのである。この指摘は理念の問題とも大きく関係する重要な提言であろう。次に、西山氏は京都

大学大学文書館の設置経過から現状・課題までを整理するなかで、これから求められる京大の大学文書館像を検討し、そのなかでみずからの大学アーカイヴズ理念を「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の教育研究および管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」と提示している。管見の限り、大学アーカイヴズの理念として明確に文字にあらわれたのは、この西山氏の業績が初めてであろう<sup>(9)</sup>。また、折田氏は、国立大学法人を中心とする大学アーカイヴズの現状と今後を検討するなかで、大学アーカイヴズをめぐる諸課題を整理しつつ、アーカイヴズとしての本来的業務の重視を指摘されている<sup>(10)</sup>。これらの先行研究は、大学アーカイヴズの理念をその本来的な在り方や形態などから具体的に論じており、大変示唆に富むものである。しかし、筆者はこれらの先行研究に対し、二つの課題点を指摘したい。

一つは、先記した理念研究の定義の部分とも関わるのだが、やはり「教育・研究機関」としての大学に設置されるアーカイヴズという視点を重視すべきということである。この視点は前掲の各先行研究でも触れられていないわけではないが、とりわけ「教育」や「研究」という観点から大学アーカイヴズの理念を考えなければなるまい。学校教育法を引くまでもなく、大学は教育・研究をおこなうところであり、それが大学の理念を形成する。したがって、そのような理念の下にある大学のアーカイヴズの理念を考察する場合、「教育」や「研究」という視点を含めて検討する必要がある。むろん、その部分のみを殊更に強調するわけではないが、そのことによって、国や地方自治体など行政のアーカイヴズとは異なるアーカイヴズ像、さらにはアーカイヴズ理念が構築される可能性が少なくない<sup>(11)</sup>。

もう一つの課題点は、諸外国の大学アーカイヴズの紹介や、それについての研究が僅少という点

である。これは、日本のアーカイヴズ学の発展要因としても指摘できることではあるが、アーカイヴズ学研究あるいはアーカイヴズ制度において日本よりも先を行く諸外国から学ぶことは、社会的な環境や制度上の相違があるとはいえ、それらを注視しつつ検討すれば、少なくない成果を得ることができる。先記した諸研究を含め、日本の大学アーカイヴズ研究はこの点をふまえた研究が少ないといっている<sup>(12)</sup>。

### 2.2.2 分析視角

上記のような研究史の検討をふまえ、本稿では、諸外国の大学アーカイヴズ事例を取り上げて、その理念を考察してみたい。そして、今回は特に米国を取り上げる。米国には、周知の通り米国アーキヴィスト協会 (Society of American Archivist : SAA) があるが、そのなかの大学アーカイヴズ部会 (Section of College and University Archives) では “Guidelines for College and University Archives” というガイドラインを策定している。このガイドラインは、これまでに数度の策定がおこなわれており、管見の限り最も古いものは1979年策定のものである<sup>(13)</sup>。ついで、1999年、2005年にそれぞれ策定されており、現在、正式版としてSAAのウェブサイトに掲載されているのは1999年版のものである<sup>(14)</sup>。本稿では、この1999年策定版ガイドライン (以下「ガイドライン (1999)」のように表記) を中心的に用いて分析を進めていく。

ところで、このSAAのガイドラインだが、内容等の詳細は次章にゆずるとして、ここで簡単な紹介をすると、ここには大学アーカイヴズの理念をはじめとして、具体的な業務の手続きや方法などが詳細に記されている。もちろん、これは日本の公文書館法のような法律の類ではないが、SAAの部会による策定には、多くのアーキヴィストの関与と合意があったであろうという点で、米国大学アーカイヴズ界における一つの共通概念として

捉えてもよいのではないかと考えられる<sup>(15)</sup>。そのような理由から、本稿では米国を事例として取り上げ、特にSAAのガイドラインの分析をおこなう。さらに、その分析から得られた結果を、日本の大学アーカイヴズの現状や課題とあわせて考察することによって、日本の大学アーカイヴズ理念についても検討してみたい。

## 3. SAA ガイドラインの分析

### 3.1 SAA 大学アーカイヴズ部会とガイドライン (1979)

#### 3.1.1 SAA 大学アーカイヴズ部会とは<sup>(16)</sup>

ここでは、ガイドライン (1999) の分析に入る前提として、このガイドラインを策定したSAA大学アーカイヴズ部会について、および最初の策定版であるガイドライン (1979) について、それぞれを紹介することにした。

現在の大学アーカイヴズ部会の前身となる「大学アーカイヴズに関する委員会」(The Committee on College and University Archives) がSAAに設置されたのは1949年の2月末のことである。同委員会が設置された要因としては、大学アーカイヴズに働くアーキヴィストたちが、日々増加する組織運営のための記録に関する興味関心について、大学アーカイヴズ間あるいはアーキヴィスト間での業務上の関係性の構築を必要としていることをSAAが認識したことによる。6名の委員によって構成された委員会は設置にあたり、みずからの役割を以下のように規定している。

- 1、大学アーカイヴズにおける適切な方法に関する標準の策定。
- 2、大学における有能なアーキヴィストの地位の保証。
- 3、そのようなアーキヴィストをめぐる特殊な問題に関する情報交換機関の設立。
- 4、事務職員に対する、大学組織に不可欠な一部としてのアーカイヴズについての、

より積極的な意識の醸成。

- 5、より進んだ研究への基礎として、現在あるすべての大学アーカイヴズの本質と拡がりの発見。<sup>(17)</sup>

以上5項目にわたって記されているが、上記に示した委員会設置にいたる背景が如実に反映されたものになっているように思える。

ところで、現在の大学アーカイヴズ部会はその目的として8項目を設定しているが<sup>(18)</sup>、その内容を読んだ上で上記5項目と比較してみると、多くの部分で共通点が見られる一方、相違点もあるように考えられる。すなわち、上記5項目で言えば2と4である。これらは、大学内におけるアーカイヴズの認知度の高揚でありアーキヴィストの地位確保についての指摘であるが、このような記述は現在の目的にはほぼ見られない。これはなぜなのか。その理由を考える場合、設置以後の大学アーカイヴズに関する委員会の活動が示唆を与えてくれる。

同委員会は設置後、大学アーカイヴズに関わる諸問題を議論すると同時に、数度にわたり大学アーカイヴズに対して各種の調査をおこなっている。分かっている範囲でも、1949年、1962年、1966年、1972年の調査があるが、ここでは1966年の調査を取り上げたい。この回の調査対象は1156大学で、うち約半数の大学がアーカイヴズ機能を持った施設を保持していると回答した(558大学=48.3%)。しかし、そのうちフルタイムの常勤アーキヴィストが勤務しているのはわずか53大学=9%に過ぎなかったという。大学アーカイヴズに関する委員会が設置されて17年経過した時点でもこうした状況であるならば、設置当初の各大学アーカイヴズあるいはアーキヴィストをめぐる状況はかなり貧弱なものであったと想像するに難くない。だからこそ、アーカイヴズの認知度の高揚やアーキヴィストの地位確保といった文言が委員会の役割規定に記されたのではない

かと考える。このような調査を通して、各大学アーカイヴズの状況を正確に捕捉し、今後の適切な方法論を構築することが同委員会の重要な任務であったのであろう。

委員会設置から30年目の1979年、SAAの組織改革にともない、同委員会は「大学アーカイヴズ部会」へと衣替えした。そしてこの年、同部会は大学アーカイヴズのためのガイドラインを作成することになるのである。

### 3.1.2 ガイドライン (1979)

大学アーカイヴズ部会による最初のガイドライン“Guidelines for College and University Archives”は1979年に策定された。このガイドラインについては、すでに日本語訳が紹介されているので、以下の検討にあたってはこの日本語訳文を使用する<sup>(19)</sup>。なお、日本語訳ではタイトルを「大学アーカイヴズの為の指針」としている。

#### (1) 策定の理由

まず、ガイドラインが策定されるに至った理由を、同ガイドラインの「序」から指摘しておく。やや長いが該当部分を以下に掲げる。

ここ数年、ますます多くの大学が、現在必要な物ではないが、永久に貴重な資料や文書を取り扱う為にアーカイヴズ機関を設置している。実際のところ、大学のアーカイヴル資料や、手書きの資料を扱う機関のスタッフは、現在、SAA アメリカアーキヴィスト協会会員のうちで、最も大きなブロックを構成している。この成長期間に、多くのアーキヴィスト達は、更に、大学社会において、自分達が果たす役割について、より広い視野を養ってきた。この様に、今日の大学アーカイヴズは、重要な変化、成長、発展の場に直面している。それ故、SAAの大学アーカイヴズ部会は、その様なアーカイヴズの発展を、共通の方法でもって方向づけるために、アーカイヴズの目標、指針、基準の概要を記した報告書

の必要性を認めている。〔下線は引用者付与、以下同〕

大学におけるアーカイヴズ組織の増加、またSAAにおける大学アーカイヴズ関係者の増加がある状況は、大学アーカイヴズの「成長期間」との認識がある。そのなかでそれぞれの大学アーカイヴズあるいはアーキヴィストは「広い視野を養ってきた」が、一方で「共通の方法でもって方向づけるため」の必要性も感じているという。おそらくこれは、大学アーカイヴズの質量共の拡大のなかで、その位置づけのいわば無秩序な拡散化を防ぎ、大学アーカイヴズの共通の方向性を確認することが目的にあるからであろう。そのことは「序」のなかで次のように記されていることから推測が可能である。

目標と指針に関する記述は、アーカイヴズ確立に向けての、段階的基準という訳ではないし、又、既存のプログラムを評価する為の基準として使われるべきものでもない。しかしながら、それは完全なアーカイヴズの能力の概要である。従って、この文書が、アメリカの大学のアーカイヴズ運営の現段階での方向づけに、何らかの指針を与える事が望まれている。

ここに言う「何らかの指針を与える」という文言から、大学アーカイヴズの共通の方向性を位置づけようとする、このガイドラインの意図がうかがえる。そしてこのような視点は、本稿の問題意識とも大いに関係するものといえる。

## (2) 内容の構成と概要

ここでは、ガイドラインの構成を示すとともに、その概要を紹介する。まず、構成は以下の通りである。

### I. 中心的な使命

### II. 管理

#### A. 管理上の関係

#### B. アーカイヴズの取得

#### C. 調査分析

#### D. アーカイヴズの利用

#### E. アーカイヴズの完全な利用手順

#### F. 保存と修復

#### G. 非印刷資料

### III. サービス

#### A. 管理的なサービス

#### B. 教育／研究の為のサービス

#### C. [その他のサービス]

### IV. 人事

#### A. アーキヴィスト：局長又は館長

#### B. 補助人員

#### C. スタッフ増員の正当な理由

### V. 施設と設備

#### A. 施設

#### B. 設備

### VI. 補助的なサービス

### VII. 資料管理 (レコード・マネジメント)

各章の概要を簡単に紹介する。「I. 中心的な使命」は大学アーカイヴズの果たすべき使命として7項目を掲げている(後述)。「II. 管理」は大学アーカイヴズの親組織内での位置づけの記述に始まり、文書の移管から保存・利用までの一連の過程について解説している。「III. サービス」は親組織や利用者に対するサービス、さらに教育的・研究的サービスに関して、「IV. 人事」は大学アーカイヴズに必要な職員に関して、「V. 施設と設備」は大学アーカイヴズにとって必要最小限度の施設と設備の条件に関して、「VI. 補助的なサービス」はコピーやマイクロフィルムに関して、「VII. 資料管理 (レコード・マネジメント)」は親組織における資料(記録)管理上の大学アーカイヴズの役割に関して、それぞれ述べられている。

後に触れるガイドライン(1999)と比較すると、分量としては(1999)に比べて少ないが、取り上げられている項目や内容は非常に近い。ただ、

(1999)の方がそれぞれの記述が詳細であり、(1979)をより深く掘り下げた内容となっている。ただ、それまでの大学アーカイヴズに関する委員会では調査に留まっていたところが、大学アーカイヴズ部会への衣替えによって、このようなガイドラインが作成されたことは大きな意義があるものといえるだろう。

さて、本稿の問題意識とも重なることであるが、本ガイドラインでは、大学アーカイヴズと「教育」や「研究」の関係について、どのように位置づけられているのか、それを指摘しておきたい。

まず取り上げるべきは「I. 中心的な使命」である。ここでは前文に「大学アーカイヴズは、以下の中心的な使命を共有している」と記した上で、以下の7項目を掲げている。

- A. その機関にとって、歴史上、法制上、財政上、又は管理上、価値のある資料を評価し、系統立て、記載し、利用可能にし、保存する事。
- B. その様な資料の維持、保存の為に適切な便宜をはかる事。
- C. その機関の運営を援助する様な情報サービスを提供する事。
- D. 独創的な教育と研究を奨励し、援助する為の、資料源、研究室としての役割を果たす事。
- E. その機関に所属する人員及び広く一般社会の人々が、その収集物を利用することを可能にし、奨励する為に、調査し、学識を提供する事。
- F. その機関の起源、目的、計画、目標と、それら目的、目標、計画の進行状況を知らせ、理解される様、促進する事。
- G. 能率的な資料管理を促進する事。

特に「教育」「研究」に関わる点は項目Dである。「独創的な教育と研究」のための「資料源、研究室としての役割」を指摘している。その他の

項目は、特に大学と限定しなくても広く適用できるアーカイヴズの使命といえる。

次に「Ⅲ. サービス」の「B. 教育／研究の為のサービス」である。ここでは全文は掲げないが、述べられていることは上記使命の記述と同様である。例えば「アーカイヴズは、全ての関心ある人々に対して、大学の歴史、発展、物理的成長、方針、計画、組織に関する情報源としての機能を果たすべきである」「アーカイヴズは、学生が、特別なテーマのみでなく、利用可能な情報源を知り、それを利用する技術を学ぶ事ができる様な、教育的な研究室としての役割を果たすべきである」とあるように、「I. 中心的な使命」同様、「情報源」「研究室」の語が用いられている。

大学アーカイヴズと「教育」「研究」との関係を以上のように指摘するガイドラインであるが、その評価について一言触れておくと、これには大学アーカイヴズの明確な理念の定義というものが示されていないように思われる。確かに、「I. 中心的な使命」において、その果たすべき役割が記されているが、これらは大学アーカイヴズの果たす機能であって、それらを統合する視点での理念の提起ではない。したがって、本稿の中心課題である「大学アーカイヴズとは何か」という問いに対する核心の回答を、このガイドラインからだけでは得ることは難しい。ただし、「序」で述べているように、このガイドラインは「何らかの指針を与える事」が目標にあり、「アーカイヴズ運営の現段階での方向づけ」かつ「他の人々が、我々の作業を土台として、次に続く作業を築き上げる事を望む」というように過渡的なものという記述があることを考えると、如上の指摘はやや酷なことかもしれない。

### 3.2 ガイドライン (1999)

それでは、次に本稿の中心的な検討素材であるガイドライン (1999) の分析に入る。ただ、分析

の前に、本来であればガイドライン（1979）から同（1999）への改訂の理由を検討しなければなるまい。しかし、管見の限りにおいて、改訂の要因を示す資料を確認することができなかった。したがって、ここではその要因を明らかにしえないが、推測としては次のような指摘ができるのではあるまいか。すなわち、時を経るに従い、各地に大学アーカイヴズが誕生し、その活動が多様化していくなかで、より本格的なガイドラインが望まれた、ということである。前回のガイドライン策定から20年、大学を含めたアーカイヴズをめぐる状況やアーカイヴズ学研究的進展、あるいは大学を取り巻く環境の変化などにより、現状と必ずしも合致しない内容が現れたとしても不思議なことではあるまい。おそらくはこのあたりに要因があるのではないかと推測するが、いずれにしても、この点に関する検討は今後の課題である。

さて、本ガイドラインは全6章・付録2章からなっている。以下はその目次である。

#### I. 概要

- A. 定義
- B. 任務
- C. 構成要素
- D. 組織構造

#### II. 親組織との関係

- A. 任務
- B. 目標
- C. 方法
- D. 管理上の権限付与
- E. 職員
- F. アーカイヴズ・プログラムの拡大を  
正当とする理由

#### III. 記録管理

- A. はじめに
- B. 記録管理の目標
- C. 方針
- D. 組織的關係

E. 諮問機関がおこなうことができること

F. 記録管理プログラムの構成要素として含まれるべきもの

#### IV. 核となるアーカイヴズ機能

- A. 受入
- B. アーカイヴズへのプロセス
- C. アーカイヴズ利用のコントロールと促進
- D. サービス

#### V. 設備と備品

- A. アカデミック・アーカイヴズにとって必要な設備
- B. 備品とサプライ

#### VI. サポートサービス

##### App.1 アカデミック記録の種類

##### App.2 アカデミック・アーキヴィストのための参考文献

本ガイドラインの全てを紹介することはできないが、ガイドライン（1979）との比較において特徴的な点を一点だけ指摘しておきたい。それは、本ガイドライン記述における「記録管理」の位置づけである。（1979）では最後に若干記載されていた「資料管理」の記事が、本ガイドラインでは第3章に配置され、内容の記述も豊富である。このことはアーカイヴズ活動における記録管理の重要性がこの20年で大きく高まったことの証左であろうし、「核となるアーカイヴズ機能」の前に「記録管理」の章が立てられていることは、「記録のライフサイクル論」が生み出された米国ならではの特徴ともいえるかもしれない。

さて、本ガイドラインの内容の検討にあたり、以下では特に大学アーカイヴズの理念と機能についての記述を中心に取り上げたい。理念は本稿の問題関心に関わる点であるから別として、なぜ機能を取り上げるかといえば、機能とは理念に規定されるものであり、理念を実現するための機能だ



からである。したがって、理念の検討にあたって、機能の検討は不可欠であるとする<sup>(20)</sup>。

### 3.2.1 大学アーカイヴズの理念

まずは、大学アーカイヴズの理念についてである。ガイドライン「II-B:目標」には次のようにある。

アカデミック・アーカイヴズの基本的な目標は、組織の教育任務を支えることによって、組織の生き残りと成長を援助することにある。その役割の責任を果たすために、アーカイヴズは以下の目的を共有する。

- ・組織にとって、長期にわたる歴史的、証拠的、法的、財務的、業務的価値を有する記録を受け入れ、あるいは評価すること、またアーカイヴズは資源として明らかにするように、記録へのアクセスを保持し提供すること。その資源とは、
  - 組織の知識と有効な機能を助ける〔資源〕。
  - 組織また広い知的社会における教育と学習を支え強化する〔資源〕。

筆者はここにはっきりと米国の大学アーカイヴズの理念が示されていると考える。すなわち、大学アーカイヴズの目標を「組織の教育任務を支えることによって、組織の生き残りと成長を援助すること」と掲げている点である<sup>(21)</sup>。ただ、これはかなり抽象的な表現であり、言葉の示す定義を正確に突き詰める必要があろう。「教育任務」とは何か、「支える」とはどういうことか、というような点である。それについて、次のガイドライン記述を取り上げたい。

アーカイヴズは、教育のために組織が担う任務のうち、以下の任務を担う。

- ・全体の構造を規定し、維持する機関を支えること。
- ・どんな証拠が重要かを決定することによって、またその組織がそのような証拠を作る

ことを確実にすることによって、また所在やフォーマットに関わらず、その証拠を保存すること。

- ・組織の重要な証拠を保存すること。
- ・内部的かつ広範囲にわたるコミュニティに、組織の任務を進める情報を提供すること。
- ・教育〔活動〕を支え、かつ適切なカリキュラムの強化。
- ・情報へのアクセスを通して、教員、学生、他の学者の研究〔活動〕を支えること。
- ・発見と知識の普及を通して、更なる理解を促進すること。

これは「II-A:任務」の記述である。冒頭に「アーカイヴズは、教育のために組織が担う任務のうち、以下の任務を担う」とあり、7項目の記載がある。「教育任務」という言葉から連想されるイメージからすると、5・6項目は理解しやすいが、例えば2・3項目は基本的なアーカイヴズ活動である。つまり、アーカイヴズの日常的な活動が「教育任務」の一環として位置づけられていることを注視すべきである。

ならば、大学アーカイヴズはこうした「教育任務」を果たす、あるいは支えるために、どのようなプログラムを具備しておかなければならないのだろうか。それを次の記述から指摘したい。

- ・〔資料の〕受入の決定は、専門的な評価選別基準に基づく。
- ・資料の編成と記述には、責任ある専門的訓練を必要とし、組織のニーズや文化にふさわしいものとしてそれらを適合させる。
- ・〔資料の〕保管・利用・サービスのための設備は、アーカイヴズの記録資料全範囲を保護し、乱用や窃盗に対する防衛手段を保障する、物理的な環境を提供する。
- ・アーカイヴズにおける保存、編成、および個々の〔資料の〕保護の手順は、現在の専

門的な基準を必要とする。

- ・スタッフは、資料へのアクセスを容易にし、組織の活動をサポートするために、教育と学習を保証する情報を提供する。
- ・スタッフと記録は以下のような資源である。
  - 組織の起源、任務、目的の知識と理解を促進する。
  - 幅のあるサービスを通して、また記録管理と情報資源プログラムを促進し、[それらを] 容易にすることによって、組織の継続した発展に寄与する。
- ・アーカイブズは、カリキュラムのサポート、教育の奨励、研究・学問・知的考察の支援のために、組織の人々や、組織を越えた知的コミュニティによる、資源の利用を促進するために、みずからの資源を公表する。
- ・アーカイバル・プログラムは
  - 組織環境の急激な変化に対する柔軟な適応を維持する。
  - 技術的な現在の環境を維持する。

これはガイドライン「II-C：方法」の記述である。これも逐一取り上げることはしないが、掲載項目のうち、例えば専門的な評価選別基準の必要性、資料の編成・記述への専門的訓練の必要性、設備環境の整備、各種基準の用意、資源の公表など、これらはすべて大学か否かを問わず、アーカイブズとして必要不可欠なプログラムとして位置づけることが可能なのである。

すなわち、これは先にも指摘したことではあるが、大学アーカイブズにおける「教育任務」の位置づけは、アーカイブズの日常的な活動あるいはアーカイブズとして不可欠な基準などを備えておくこと、それらの営為そのものものを指しているのである。したがって、それらの確実な遂行が「教育任務を支える」という理念の文言につながるわけである。

### 3.2.2 大学アーカイブズの機能

では、以上のような理念に基づいて、大学アーカイブズはいかなる機能を果たしているのだろうか、次はこの点を検討してみたい。ここではサービスの観点ならびに諸構成要素との関係の2つの視点から、この課題を検討する。

#### (1) サービスの観点から

大学のアーカイブズは行政的・研究的・教育的なサービスを提供する。これらの機能を果たすことによって、アーカイブズはその組織とそれらのより大きな研究コミュニティの情報ニーズへの寄与を通して、明白にその役割を確立する。

これはガイドライン「IV-D：サービス」の冒頭の記述である。最後にある「その役割」とはまさに理念で謳われていることと考えられる。サービスについては大きく3点を取り上げ、行政的サービス、教育的・研究的サービス、広報と公開のプログラムを挙げている。ガイドラインの全文を紹介することはしないが、行政的サービスの点では、検索システムの準備や記録管理への関与などが述べられ、教育的・研究的サービスの点では、レファレンスへの対応、あるいは教育機関的な役割についての記述があり、広報と公開のプログラムの点では、それらの方法論的な指摘が続いている。

#### (2) 諸構成要素との関係から

次に、大学アーカイブズの諸構成要素との関係からその機能について指摘した部分があるので、それを紹介する。大学アーカイブズがその構成要素として位置づけているのは5種類（親組織・学生・教員・卒業生・研究者）である。その5種類の構成要素が大学アーカイブズに何を求めているか、あるいはこれらの構成要素に対して大学アーカイブズが何を果たすべきか、これらの点を指摘することによって、大学アーカイブズの機能に触れているわけである。これも全文は掲載しないが、

第一の親組織との関係においては、親組織側からのアクセスという観点から資料の保存が指摘でき、第二の学生との関係においては教育的経験の強化の場としての機能、第三の教員および第五の研究者との関係においては、研究利用の側面、第四の卒業生との関係においては、大学と卒業生との架け橋的な役割として、それぞれ位置づけられている。

### 3.3 小括

ここまで、SAA 大学アーカイヴズ部会において、1979年と1999年のそれぞれに策定されたガイドラインの検討をおこなってきた。ここでは本章の小括をおこない議論を整理しておく。その際、整理の軸にするのは「教育」「研究」という点である。

ガイドライン(1979)は、「教育・研究機関たる大学のアーカイヴズ」という視点で見たとき、大学アーカイヴズを「独創的な教育と研究」のための「資料源、研究室としての役割」と指摘した。ただ、これは大学アーカイヴズが果たすべき機能の提示であって、大学アーカイヴズの理念は示されていない。

一方、ガイドライン(1999)は、アーカイヴズ業務そのものが「教育任務」として位置づけられており、明確な大学アーカイヴズの理念の提示があった。ここが(1979)との大きな相違点であり、かつ特徴点でもある。また、大学アーカイヴズの機能について、サービスの観点、ならびに諸構成要素との関係の観点が指摘された。これらは日本の大学アーカイヴズでも広くおこなわれているところであり、米国独自の何か特別な機能が存在する、というわけではない。しかし、こうした機能がいかなる理念に基づいてなされているか、という点において、米国と日本は大きく異なっている。日本の事例は後述するが、これらの機能を再び、3.2.1で取り上げた大学アーカイヴズの「教育

任務」7項目と合わせて検討すれば、大学アーカイヴズの姿を非常に体系的に示すことができるようになると思われる。単純なニーズに基づく議論などには留まらない大学アーカイヴズの理念が示されることは、「大学アーカイヴズとは何か」という大きな問題を考える場合、何よりも不可欠な事項である。さらに、みずからの業務それ自体を「教育任務」と位置づけるなどの点は、国や地方自治体の行政アーカイヴズとは異なる大きな特徴としても指摘できる<sup>(22)</sup>。

## 4. 日本の大学アーカイヴズ理念をめぐって

この章では、これまで述べてきたSAAガイドラインの記述を参考にしつつ、日本の大学アーカイヴズ理念の現状と課題について考えてみたい。その際に重視するのは、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズ＝大学アーカイヴズという観点を、その理念的・実態的側面においてどのように自己規定しているか、ということである。

### 4.1 規程と実態からの分析：国立大学法人を中心に

まずは、国立大学法人に設置されている大学アーカイヴズを中心に、その規程と実態の二つの側面から検討してみよう。

#### 4.1.1 規程

規程の検討にあたっては【資料1】を参照されたい。これは七国立大学法人の大学アーカイヴズの規程のうち、「目的」の項があるものについてはそれを、ないものについてはそれに準じるものをそれぞれ取り上げたものである。

これを見てもみると、規程上、「研究」の語は数多く登場するが、それらは大学アーカイヴズみずからが調査研究をおこなうという意味である。一方、「教育」という言葉が出てくるのは広島大学文書館の規程のみであり、大学アーカイヴズと教

育との関係は、少なくとも目的記述の部分においては、ほとんど盛り込まれていないのが現状である。むろん、大学アーカイヴズが学内組織として、教育をおこなうことを求められているか否かということもあろう。そうであれば、規程上に「教育」の語が現れないのも無理はない。しかし、教育・研究機関という点から考えた場合、少なくとも「教育」という視点において、規程上にその点が

強調されているかといえば、そのような判断を下すことは聊か難しい。

ところで、「教育任務」ということから離れて、理念と機能の視点からこれらの規程を検討するとき、大学アーカイヴズが、みずからの活動（＝機能）によって、何を目指しているか（＝理念）ということを目指しているのは東北大学史料館のみであることが分かる。すなわち「本学及び学術の

【資料1】規程に見る大学アーカイヴズの理念

北海道大学大学文書館	<p>「北海道大学大学文書館規程」</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 大学文書館は、北海道大学（以下「本学」という。）の共同教育研究施設として、本学の保存期間が満了した法人文書及び本学の歴史に係る各種資料の収集、整理、保存、調査研究等を行い、閲覧、公開等の利用に供することを目的とする。</p>
東北大学史料館	<p>「東北大学史料館設置規程」</p> <p>(目的)</p> <p>第二条 史料館は、本学の歴史に関係ある記念となる資料を収集し、これを整理保存して、利用に供するとともに、本学の歴史に関する理解を深め、もって本学及び学術の発展に寄与することを目的とする。</p>
東京大学史史料室	<p>「東京大学史史料室規則」</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 史料室は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 東京大学百年史編集委員会によつて収集された資・史料の整理及び保管</p> <p>(2) 寄贈資料の受け入れ、整理及び保管</p> <p>(3) 東京大学に関する各種資料・データの収集、整理及び保管</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、史料室の業務に関し必要と認められる事項</p>
名古屋大学大学文書資料室	<p>「名古屋大学大学文書資料室規程」</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）に、本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため、名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）を置く。</p>
京都大学大学文書館	<p>「京都大学大学文書館規程」</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 京都大学に、京都大学の歴史に係る各種の資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査研究を行うため、大学文書館を置く。</p>
広島大学文書館	<p>「広島大学文書館規則」</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する記録の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。</p>
九州大学大学文書館	<p>「九州大学大学文書館規則」</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 文書館は、九州大学（以下「本学」という。）に関わる法人文書等の資料を収集、整理、保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、その資料を学生、職員その他一般の利用に供することを目的とする。</p>

発展に寄与すること」が同館の理念として明確に掲げられているのである。他の大学アーカイヴズは機能自体が目的化しており、したがって機能の上に立つべき理念の提示がない。このことは注視しておく必要がある。

#### 4.1.2 実態

次に実態面である。ここでテーマになるのは、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズとして、「教育」や「研究」をみずからがどう位置づけ、何を実行しているか、という点になるのだが、先述の規程を見ても、一部を除き明確な理念の規定がみられず、したがって、それに基づく業務・活動の体系化が難しいなかで、大学アーカイヴズと「教育」「研究」との関係性への判断や評価は、それをおこなう者によって区々にならざるを得ないだろう。そこで本稿では、議論の拡散を防ぐためにも、大学アーカイヴズ自身が「教育」「研究」にどう関与しているか、という視点で考察することを予めお断りしておく。

まず、「研究」の視点である。大学アーカイヴズによる当該大学史、高等教育史、アーカイヴズ学などの調査・研究活動が挙げられよう。そして、それらの成果は各大学アーカイヴズ発行の紀要類に掲載され、広く社会に公開されている。

一方、「教育」の視点である。これには大学アーカイヴズが主体となった学生に対する講義の実施が挙げられる。【資料2】は平成19年度段階での状況をまとめたものであるが、これは大学アーカイヴズが組織として教育活動をおこなっている事例のみを掲げたもので、組織としてではなく大

学アーカイヴズに所属する教員が講義を担当する場合もあり、この事例を含めればさらに増加するであろう。こうした方向性は国立大学法人にとどまらず、私立大学でも多く見受けられる<sup>(23)</sup>。

そして、これらの講義に共通する特徴は、講義内容が自校史教育ということである。これは米国の大学アーカイヴズと大きく異なる点であり、SAA ガイドラインでは、一部に教育機関として役立つべきという指摘があったが、大学アーカイヴズ自身が講義をおこなうといったような記述はなかったからである。

#### 4.2 大学アーカイヴズが自校史教育をおこなう理由

なぜ、米国と異なり日本では、大学アーカイヴズが主体となり自校史教育がおこなわれるのだろうか。ここでは二つの要因を指摘したい。

一つは大学アーカイヴズの成り立ちが大きく関係する。周知のとおり、現在の大学アーカイヴズの多くは大学の沿革史編纂事業の後継的存在として成立した歴史を持っている。筆者の所属する京都大学大学文書館も、その設立の要因の一つとして『京都大学百年史』の編集終了にともなう資料の保存・利用の問題を挙げることができる<sup>(24)</sup>。また、大学アーカイヴズ自身の学内的な性格や位置づけもまた大きく影響している。この点については折田悦郎氏の言を紹介する。

しかし、「効果」がはっきりとしており、教育に関わる「資格」を有し、何より「自校」についてのリソースを有している大学アーカ

【資料2】大学アーカイヴズが中心となった教育活動（平成19年度）

広島大学	教養的教育（総合科目）「広島大学の歴史」（半期）
名古屋大学	全学教養科目「名大の歴史をたどる」（半期） 「情報公開と文書資料」（半期）
九州大学	総合科目「大学とはなにか—九州大学を通じて考える—」（半期）

イブが、「自校史」教育に関与したのは、これは自然のことでありました。<sup>(25)</sup>

このような大学アーカイヴズの持つ性格や位置づけが、結果的に大学アーカイヴズを自校史教育へと向かわせたのである。

そしてもう一点は、大学アーカイヴズ自身もそのような認識を抱いていた、ということである。そもそも【資料1】で示した各大学アーカイヴズの規程には、必ずと言っていいほど「(本学の)歴史」という言葉が登場するし、例えば、京都大学大学文書館の設置に至る議論の過程で、京都大学百年史編集委員会によって作成された提案書「京都大学史料の収集・保存およびその利用について—京都大学文書館設置の提案—」では、「IV 文書館の業務」の③に次のように記されている。

上記の研究の成果に基づき教育および広報活動を行う。例えば、全学共通科目として本学の歴史に関する講義を行うほか、新入生のオリエンテーション、職員の初任者研修等にも参加する。また、展示や公開講演会を行い、広く学内外に本学の歴史に関する情報を提供する。<sup>(26)</sup>

このように、大学アーカイヴズが設置後、担うべき役割の一つとして講義の実施の可能性を指摘していることが分かる<sup>(27)</sup>。

#### 4.3 理念との関係で留意すべき点

では、このような日本の大学アーカイヴズと自校史教育をめぐる状況を、大学アーカイヴズの理念との関係においてどのように捕捉すればよいのだろうか。筆者は留意すべき点として以下の二点を挙げたい。

第一は、大学アーカイヴズが自校史教育をおこなう根拠とは何か、という点である。近年の大学アーカイヴズ研究では、沿革史編纂事業と大学アーカイヴズを機能論的な側面から直接的に連結させることへの批判がある。それは、2.2.1で紹

介した寺崎氏や折田氏が指摘するところであるが、では、自校史教育に限ってはそれが認められるのか、といえはやはりそうではないであろう。筆者は自校史教育をおこなうこと自体を批判したり反対するつもりは毛頭ないが、少なくとも大学アーカイヴズとして自校史教育をおこなうことの根拠について、近年の議論もふまえた上での十分な吟味が必要ではあるまいか。

第二は、教育活動、ここでいう講義の実施だが、それ自体は大学アーカイヴズが担う機能であって理念ではない、ということである。すなわち、機能的側面が先行し、本来それを規定すべき理念的側面が深化していないのである。つまり、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズ＝大学アーカイヴズとして、いかなる理念に基づく教育活動なのか、という視点をさらに深く追究して議論しなければならない状況にあるといえるのではないだろうか。これは第一の点とも密接に関わる重要な問題である。

#### 5. むすびにかえて

これまで大学アーカイヴズの理念について、SAAのガイドラインを手掛かりに米国の大学アーカイヴズの理念と機能を検討し、それをもって日本の大学アーカイヴズの現状と比較しつつ考察してきた。最後に、本稿のまとめと今後の課題を記し、むすびにかえたい。

ガイドライン(1999)は、大学アーカイヴズの目的として「組織の教育任務を支えることによって、組織の生き残り」と成長を援助することにある」とその理念を謳い、みずからの業務(機能)自体を「教育任務」として位置づけた。ここには、理念と機能の関係性が明確に示されており、かつ、このことによって、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズとしての特徴も明らかにされている。ガイドラインという性格を考えれば、多くの米国の大学アーカイヴズがこのガイドラインにあた

り、みずからのアーカイヴズの方向性や位置づけを考える手掛かりとするはずである。すると、そこには各大学アーカイヴズの活動が、このガイドラインあるいはガイドラインに示された理念を中軸にして位置づけられることになり、みずからのアーカイヴズの業務・活動の体系化のみならず、米国の大学アーカイヴズ全体としての体系化も可能となる。むろん、このガイドラインが各大学アーカイヴズにおいてどれほどの重要性を持ち、かつ利用されているか、という点の調査は不可欠であるが、ガイドラインの存在は、ただ指針を示すばかりではなく、そこから大学アーカイヴズの業務・活動の体系化が始まり、さらには大学アーカイヴズ研究の深化が期待できる素地を含んでいるのである。

一方の日本では、本稿で取り上げた七国立大学法人の大学アーカイヴズの事例を見ても分かるように、明確な理念の規定がほとんど明記されていないために、それぞれの業務や活動を大学アーカイヴズの理念との関係において体系的に位置づけることは難しいといわざるを得ない<sup>(28)</sup>。したがって、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズとしての特徴を見出そうとするとき、そこには、結果として教育活動＝自校史教育しか指摘し得なくなる<sup>(29)</sup>。米国のように、組織運営のための記録の収集・整理・保存・公開や各種の情報提供をも「教育任務」として位置づければ、それが大学アーカイヴズあるいは大学自身の理念との明確な関係性の上に立っているわけであるから、それらを教育・研究機関たる大学のアーカイヴズの特徴として位置づけることが可能になるわけだが、日本の場合、再三述べているように、明確な理念の規定がほとんどなされていないため、「教育」「研究」との関係性という点で大学アーカイヴズの特徴を考えた場合、自校史教育しか浮かばないのである。さらに言えば、大学アーカイヴズが自校史教育をおこなう積極的な根拠がない以上、それとて、教

育・研究機関たる大学のアーカイヴズの特徴として挙げることは危うくなる。沿革史編纂組織の後継的存在だから、沿革史編纂時に収集した資料あるいは当該大学の歴史的資料を保有しているから、ということだけでは理由にならない。その論理は、他ならぬ大学アーカイヴズ自身が批判しているからである。とすると、結局のところ大学アーカイヴズの特徴とは一体何なのであろうか。理念不在の日本の大学アーカイヴズの大きな問題が、ここに提起されることになるのである。

さりとて、本稿が日本の大学アーカイヴズの理念を明確に打ち出しているわけではない。あくまで、そのような理念を構築するための前提を、米国 SAA の事例を参考に整理したに過ぎない。その意味では、本稿の議論は聊か中途の感が否めないが、「理念」という非常に抽象的な問題を捉えるには、それをめぐる現状の把握と、他との比較研究は不可欠な作業であると考え。本稿はそこに立脚点を置き、したがって、表題に「序説」と付した。

日本の大学アーカイヴズの活動が多様化し広範化するなかで、大学アーカイヴズの理念をめぐる検討は今後より一層深められるべき課題である。その際には、国や地方自治体など行政のアーカイヴズにおける理念研究からも大いに学ぶべきだし、本稿の視角である諸外国の事例からさらに学ぶことも必要であろう。個人的には、SAA のガイドラインのようなものが、日本において策定されてもよいのではないかとも思うのだが、それはそれとして、研究の側面からこの問題を追究していくことも不可欠である。米国大学アーカイヴズの現場における SAA ガイドラインの取り扱いについて、あるいは米国以外の諸外国の大学アーカイヴズ理念に関する考察など、本稿では取り上げられなかったテーマも少なくない。かかる検討課題については、稿を改めて論じることにはしたい。

[註]

- (1) 鈴木秀幸「序文」(全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、2005年、i頁)。
- (2) [書評関係]『アーカイブズ学研究』第5号、2006年(評者:神立孝一氏)、『京都大学大学文書館研究紀要』第5号、2007年(評者:鎮目良文氏)、『レコード・マネジメント』No.53、2007年(評者:加瀬大氏)、[紹介関係]『記録と史料』第16号、2006年(執筆:西山伸氏)、[その他]田淵正和「討論会『日本の大学アーカイヴズ』を読んで」に参加して、倉持佳代子「討論会『日本の大学アーカイヴズ』を読んで(第2回)」に参加して(ともに、全国大学史資料協議会東日本部会会報『大学アーカイヴズ』No.35、2006年)。
- (3) 前掲註(2) 神立書評文、124頁。
- (4) 前掲註(2) 鎮目書評文、89頁。
- (5) 前掲『日本の大学アーカイヴズ』iii頁。
- (6) この点は、神立孝一氏も書評文のなかで指摘されている(前掲註(2)、124頁)。
- (7) この観点からの先行研究としては、堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」(『記録と史料』第7号、1996年)、富永一也「公文書館論」(『沖縄県公文書館研究紀要』第3号、2001年)などがある。
- (8) 寺崎昌男「私のアーカイブス論—回想・状況・意義—」(『紫紺の歷程』第5号、2001年、のち「大学アーカイブスと大学改革—回想・状況・意義—」と改題され、同『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、2002年、に収録)。なお、同様の趣旨の内容として、同「こういう日がやっと来た—京都大学大学文書館の成長を願って—」(『京都大学大学文書館だより』第2号、2002年)も挙げておく。
- (9) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」(『大学アーカイヴズの設立と運営』全国大学史資料協議会、2002年)。また、西山氏の大学アーカイヴズ理念については「大学史の編集と「大学アーカイヴズ」—京都大学の試み」(『神戸大学史紀要』第6号、2005年)でも説明がなされている。
- (10) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」(『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年)。
- (11) なお、行政を中心とするアーカイブズ理念の研究は多くの蓄積がある。註(7)で取り上げた諸研究の他に、ここでは、富永一也「われわれのアーカイヴズ」(『京都大学大学文書館研究紀要』第2号、2004年)、西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と「公文書館論」—地域史料(古文書等)の位置づけを中心に—」(『広島県立文書館紀要』第7号、2003年)を挙げておく。
- (12) なお、ここでは特に取り上げなかったが、大学アーカイヴズ理念に関する近年の成果としては、嘉戸一将「アーカイヴズと大学」(『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年)、小池聖一「大学文書館論—広島大学文書館を一例に—」(『広島大学文書館紀要』第9号、2007年)などがある。
- (13) 1979年策定版について、原文はWilliam J. Maher, *The Management of College and University Archives*, The Society of American Archivist and The Scarecrow Press, Inc. Metuchen, N.J. & London 1992, pp.371-391.に、日本語訳は『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』(東京大学創立百年記念学術研究奨励資金による学内共同研究 昭和56・57年度研究調査報告、1983年)13~27頁にそれぞれ掲載されており、本稿の日本語訳もこれに依っている(なお、前掲『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』は、その抄録が『東京大学史紀要』第5号、1986年、に掲載されているが、ガイドラインの日本語訳部分は省略されている)。また、日本語訳として他に、福田都代「大学アーカイブズのためのガイドライン」(『北海道情報大学紀要』第8巻第1号、1996年)がある。
- (14) 1999年策定版のガイドラインは、SAAの大学アーカイヴズ部会ウェブサイト([http://www.archivists.org/governance/guidelines/cu\\_guidelines.asp](http://www.archivists.org/governance/guidelines/cu_guidelines.asp))から見る事ができる。なお、このガイドラインに



- については、永田英明氏による簡単な紹介がある(永田英明「大学アーカイヴズ資料論」[前掲『日本の大学アーカイヴズ』51頁])。
- (15) 1999年策定版は、同年8月のSAA総会において承認を得たと同ガイドラインの冒頭に記載されている。また、2005年策定版については、SAAの大学アーカイヴズ部会のニューズレターである*THE ACADEMIC ARCHIVIST*によると、1999年策定版の改訂のために、部会の会員8名によるタスク・フォースが発足し、2004年12月から2005年5月までの6ヶ月間にわたる議論の末に策定されたとある。ただ、2005年度版のSAA総会における承認の記事は管見の限り見当たらなかった(*THE ACADEMIC ARCHIVIST*, Vol. 22, No.2-3, 2005. なお、本稿における英文引用については、特に断らない限り、すべて引用者による私訳である)。
- (16) 本項の記述にあたっては、次の諸文献を参照した。John Melville Jennings, “Archival Activity in American Universities and colleges”, *The American Archivist*, Vol.12, No.2, 1949; Annabel Straus, “College and University Archives: Three Decades of Development”, *College & Research Libraries*, Vol.40, No.5, 1979; Nicholas C. Burckel and J. Frank Cook, “A Profile of College and University Archives in the United States”, *The American Archivist*, Vol.45, No.4, Fall 1982; J. Frank Cook, “Academic Archivists and the SAA, 1938-1979: From Arcana Siwash to the C&U PAG”, *The American Archivist*, Vol.51, Fall 1988. なお、日本語の文献でSAAおよび同大学アーカイヴズ部会について触れているものとしては、小川千代子「SAAと大学アーカイヴズについて」(『東京大学史紀要』第4号、1983年)、坂本辰朗「アメリカの大学アーカイヴズ」(寺崎昌男・別府昭郎・中野実編著『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年)、同「アメリカ合衆国における大学史研究と大学アーカイヴズ」(『近代日本研究』23巻、2007年)などがある。
- (17) “Report of the Committee on College and University Archives”, *The American Archivist*, Vol.13, No.1, 1950, pp.62-63.
- (18) 前掲註(14) 大学アーカイヴズ部会ウェブサイト参照。
- (19) 前掲註(13) 『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』13～27頁。
- (20) この点は、前掲註(11) 富永論文に示唆を受けた。なお、本項の引用はすべてガイドライン(1999)によるものであり、具体的な引用箇所についても本文中で指摘するので、引用の一つひとつに特に注記は付さない。
- (21) ここにいう「組織」とは「institution」の訳語だが、おそらくは「親組織」のことを指しており、以下に登場する「組織」の意味も同様のそれとして扱っている。
- (22) なお、2005年におこなわれたガイドラインの改訂についても一言触れておく。*THE ACADEMIC ARCHIVIST*, Vol. 22, No.3, 2005. によると、2005年の改訂については「ほとんどの提案された変更は、テキストのセクションを明確にし、かつアーカイヴズにおける、および研究者による、電子記録と技術的進歩を組み入れるように意図されている」と指摘されている。ガイドラインの各セクションの位置づけを明確にするとともに、電子記録およびそれにとまなう技術進展が大きな影響を及ぼしているようである。
- (23) 私立大学を含めた大学アーカイヴズの教育活動の全国的な状況については、前掲『日本の大学アーカイヴズ』所収の西山伸「[大学アーカイヴズの現状と今後] 7～8頁および「第2部 大学アーカイヴズのいま」を参照のこと。
- (24) この点については、西山伸「大学文書館設置の経緯」(『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年)などに詳しい。
- (25) 折田悦郎「[自校史] 教育と大学アーカイブ」『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』[平成16年度科学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者・西山伸] 133頁)。
- (26) 前掲註(24) 「大学文書館設置の経緯」98頁。
- (27) このような事例は他大学でも見られる。例えば、

広島大学文書館の設置過程における関係文書によると、同文書館設置後の機能として、自校史教育の実施を掲げている（平成14年6月3日付「広島大学文書館の設置について」など〔「広島大学文書館の設置関係文書」『広島大学史紀要』第5号、2003年〕）。

(28) なお、私立大学の大学アーカイヴズについては未調査のため、本稿の議論には生かすことができなかった。今後の課題としておきたい。

(29) ここでは研究活動については触れていないが、そもそも、研究活動は大学のアーカイヴズのみがおこなっているわけではない。国や地方自治体の行政アーカイヴズでも、その多くがみずからの役割として研究活動を掲げている。したがって、教育・研究機関たる大学のアーカイヴズとしての特徴を指摘するとき、ここでは特に教育活動＝自校史教育のみを取り上げた。他方、行政アーカイヴズにおいても、古文書講座や各種講演会などの

「教育活動」を展開している事例は少なくない。その点において、教育活動とて大学アーカイヴズの特徴といえるのかどうか、議論の分かれるところだが、行政アーカイヴズにおける「教育活動」をめぐるのは、それらの活動の規程上の位置づけや、各アーカイヴズの設置形態から生じる問題など、いくつかの重要な課題がある。この点については別の機会に検討したいと考えている。

[付記] 本稿は、日本アーカイヴズ学会2007年度大会（2007年4月21～22日、於・学習院大学）における筆者の研究発表「大学アーカイヴズの理念を考える—SAAガイドライン（1999）を手掛かりに—」を基礎に再構成したものである。発表にあたっては、多くの方にご指導ご鞭撻をいただいた。末筆ながら、厚く御礼申し上げる次第である。